



委任状

(自動車保管場所証明申請)

受任者（代理人） 事務所所在地
行政書士名
登録番号
電話番号

私（当社）は、行政書士法第1条の2第1項及び同法第1条の3に基づき、上記行政書士（行政書士法人）を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

1. 自動車保管場所証明・自動車保管場所届出・自動車保管場所標章交付に係る書類作成、申請、受領、及び加除訂正並びに再申請
2. 所在証明書（営業証明書）、住民票の写しの交付申請及び受領並びに理由書の作成
3. 保管場所使用権原疎明書面（自認書）の作成
4. 使用承諾書又は賃貸借契約書等使用権原に関する書類の代理取得
5. 復代理人の選任
6. 上記委任事項に関する一切の権限

平成 年 月 日

委任者（申請者） 住所又は所在地
氏名又は名称
（法人の場合は代表者の氏名）
電話番号
担当者氏名

印

(*委任者が個人の場合であって自筆署名の場合は押印不要)

車庫証明申請要領

＜平成26年8月22日 千葉県警本部交通規制課との協議事項＞

【作成について・委任状】

1. 受任者（代理人）欄には、事務所所在地、行政書士名、登録番号、電話番号を記載すること。
2. 受任者（代理人）の押印は不要。
3. 委任者（申請者）欄は、法人の場合は、法人の実印又は角印を押印し、個人の場合は、記名及び押印又は署名とする。
4. 委任者（申請者）が個人の場合であって自筆署名の場合は押印不要。

【作成について・申請書】

5. 申請書には、4枚複写全てのページの警察署長あて下部空欄に、事務所所在地及び行政書士名を記名し、職印を押印する。（認印不可）

【提出について】

6. 委任状は、原則申請時に添付する。
7. 申請時には、行政書士証票を提示する。

【訂正】

8. 訂正は、委任状にて訂正の権限が付与されていることが確認できる場合のみ可能である。
9. 訂正に用いる訂正印は、申請時に押印した職印を使用する。

【自認書】

10. 自認書を代理作成した場合は、作成した書面に事務所所在地及び行政書士名を記名し、職印を押印する。（認印不可）

【使用承諾書等を作成する場合】

11. 使用承諾書等の使用権原疎明資料の証明者は申請者とは異なるため、別途作成権限が付与された証明者からの委任状が必要である。
12. 上記の場合も、作成した書面に事務所所在地及び行政書士名を記名し、職印を押印する。（認印不可）

以上